

長介第1234号
令和3年3月31日

地域密着型（介護予防）サービス事業所管理者 様
介護予防支援事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

介護保険事業者指定（更新）申請に伴う審査手数料の徴収について（通知）

日頃より当市の介護保険制度の運営に御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。
このたび、社会情勢の変化や原価算定、県内他市の状況等を踏まえ、地域密着型サービス事業者等の新規指定及び指定更新の申請に係る審査事務につきまして、地方自治法第227条の規定に基づき下記のとおり手数料を徴収することといたしました。
つきましては、趣旨を御理解いただき御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 徴収する手数料の額

事業者の名称	指定手数料	指定更新手数料
指定地域密着型サービス事業者 （既に指定を受けている地域密着型介護予防サービスと一体的に運営する場合）	24,700円 (8,700円)	8,700円
指定地域密着型介護予防サービス事業者 （既に指定を受けている地域密着型サービスと一体的に運営する場合）	24,700円 (8,700円)	8,700円
指定介護予防支援事業者	24,700円	8,700円

- 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを一体的に運営するために、双方のサービスの指定を併せて受けようとする場合は、指定地域密着型サービス事業者の指定手数料のみとする（指定更新手数料についても同様）。

2 適用年月日

令和3年4月1日以降の申請受付分から対象とします。

担 当：福祉保健部介護保険課介護事業推進係
住 所：〒940-8501長岡市大手通1丁目4番地10
電 話：0258-39-2245 FAX：0258-39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp